



その日が来たら・・・

南海トラフ巨大地震

まずは自分と家族の安全確保

最大規模で発生した場合

震度7・津波5m

緊急登庁し災害業務に従事

第1波は、地震発生から約40分後に
マリニピア東端に到達します。

発生時の組織体制と緊急登庁の基準

地震

による基準

震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
連絡本部	警戒本部	災害対策本部	災害対策本部
準備配置 (指定職員)	警戒配置 (課長補佐以上)	非常第1配置 (係長以上)	非常第2配置 (全職員)

☆ 地震がおさまったら **津波情報** の発表に注意してください!

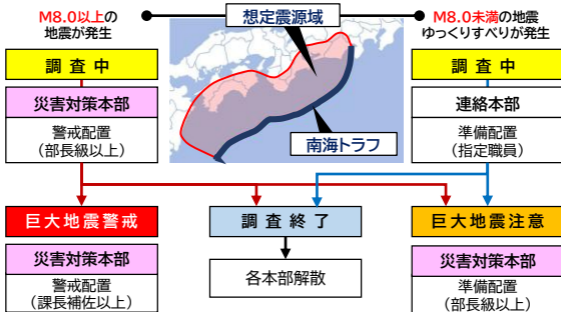
津波情報

による基準

津波注意報	津波警報	大津波警報
連絡本部	警戒本部	災害対策本部
準備配置 (指定職員)	警戒配置 (課長補佐級以上)	非常第1配置 (係長以上)

☆ 次に、**南海トラフ地震臨時情報** の発表に注意してください!

南海トラフ地震臨時情報



行動基準（基本は職場に登庁）

1 緊急登庁にあたっての自己状況判断

- (1) 自分自身と家族の安全を確保する。（安全が確保できない場合は避難行動を継続）
- (2) 余震、津波に関する情報、登庁経路上の被災状況（浸水・液状化・火災・道路破壊・落橋等）を総合的に判断して登庁目標とそれに至る経路を決定する。
- (3) 登庁目標が津波浸水想定区域にある場合は、特に注意する。（次項参照）
- (4) 津波警報・大津波警報は、半日から1日継続する場合がありますので注意する。

2 職場（又は指定場所）に登庁が可能と判断される場合

- (1) 安全で動きやすい服装で自身の食料、懐中電灯等を持参し登庁する。
- (2) 登庁の手段は、徒歩、自転車、オートバイを使用する。
- (3) 登庁間は地域の情報収集に努め、移動間に得られた被害状況を所属長に報告する。

3 職場（又は指定場所）に登庁が不可能と判断される場合

- (1) 最寄りの避難拠点（学校・コミセン等）又は市施設へ登庁し、所属長に連絡する。
- (2) 避難拠点等での業務
 - ア 所属長の指示があるまでは、避難拠点等の責任者の指示で業務にあたる。
 - イ 職場への登庁を指示された場合は、自身の安全を十分確保して登庁する。

登庁の参考

津波警報

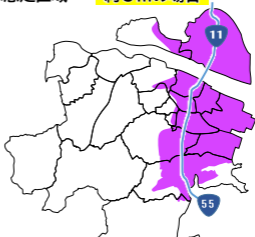
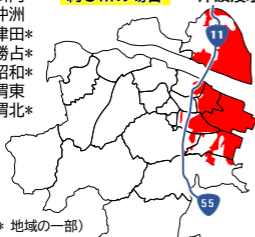
大津波警報

川内*
沖洲
津田*
勝占*
昭和*
渭東
渭北*

約3mの場合

津波浸水想定区域

約5mの場合



内町*
新町*
西富田*
東富田
昭和
渭東
渭北
佐古*
沖洲
津田
加茂*
八万*
勝占*
不動*
川内
応神*

(* 地域の一部)

- ◆ 津波警報は「徳島県」で発表されるため、県南に予想される津波高が基準となります。徳島市は「淡路島南部」の発表もあわせて確認し、判断してください。
大阪湾や瀬戸内に大津波警報が発表される場合は最悪のケースです。
- ◆ 「津波の予想高さ」の情報発表地点名は「小松島」を確認してください。

緊急連絡先「災害対策本部」（状況報告・安否確認）

1 公共通信インフラが使用できる場合

- (1) 電話：コールセンター 088-621-5010
- (2) 電話：危機管理部 088-621-5529、5527、5211
- (3) メール：saitai_honbu@city-tokushima.i-tokushima.jp

2 市防災拠点等から「市防災行政無線」を利用する場合 100, 101

3 県内の自治体から「県防災行政無線」を利用する場合 161

4 県外の自治体から「LASCOM衛星電話」を利用する場合

- (1) 危機管理センター直通 036(県番号)- 381(地球局番号) - 01 R8.8.1以降
- (2) 徳島県防災行政無線経由 036(県番号)- 211(地球局番号) - 0161

5 衛星通信を経由した電話・メールを利用する場合

- (1) 電話 080-1993-2191 DocomoワイドスターII (状況設置)
- (2) メール tokushima.city.1@planet-net.jp (TDSC) R8.8.1以降
- (3) メール kikikanri.city.tokushima@gmail.com (STARLINK経由)